

豊田厚生介護保険センター運営規程

(事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する「豊田厚生介護保険センター」(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表する。
前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
- 5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努める。
- 6 感染症や災害への対応強化、高齢者虐待防止の推進に向けて取り組む。
- 7 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 豊田厚生介護保険センター
- (2) 所在地 愛知県豊田市浄水町伊保原500-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、主任介護支援専門員であり、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (2) 介護支援専門員 3名〔常勤職員うち1名管理者と兼務(主任介護支援専門員)、常勤専従主任介護支援専門員1名含む〕
指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員 2名(常勤兼務1名・非常勤兼務1名)必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 (平日)・・午前8時30分から午後5時まで

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護計画を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - (2) 使用する課題分析票の種類 「居宅サービス計画ガイドライン」
 - (3) サービス提供者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - (4) 居宅サービス計画書の原案を利用者又はその家族に説明し文章による同意を得る。
 - (5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回 モニタリングの結果記録 最低月1回。
 - (6) 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の趣旨・内容等を十分に説明し、遅滞なく利用者・担当者に交付する。
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10Km未満 550円(税込)
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道おおむね10Km以上 1Km増 55円(税込)
- 3 前二項の支払いを受ける場合には、利用者の又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(事故における対応)

第7条 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供により事故が生じたときは速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じ、管理者へも報告しなければならない。

(苦情処理)

第8条 提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置を別途定める。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別紙のとおりとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施する。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、居宅介護支援を実施する際、身分を証する書類を携行することとする。
 - 3 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県厚生農業協同組合連合会と豊田厚生介護保険センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年12月1日から改正する。

平成17年	4月	1日改正	令和	1年	10月	1日改正
平成18年	6月	1日改正	令和	2年	4月	1日改正
平成19年	4月	1日改正	令和	3年	4月	1日改正
平成20年	1月	1日改正	令和	4年	4月	1日改正
平成20年	6月	1日改正	令和	6年	2月	1日改正
平成20年	7月	1日改正				
平成20年	11月	1日改正				
平成26年	4月	1日改正				
平成28年	4月	1日改正				
平成30年	4月	1日改正				
平成30年	10月	1日改正				